

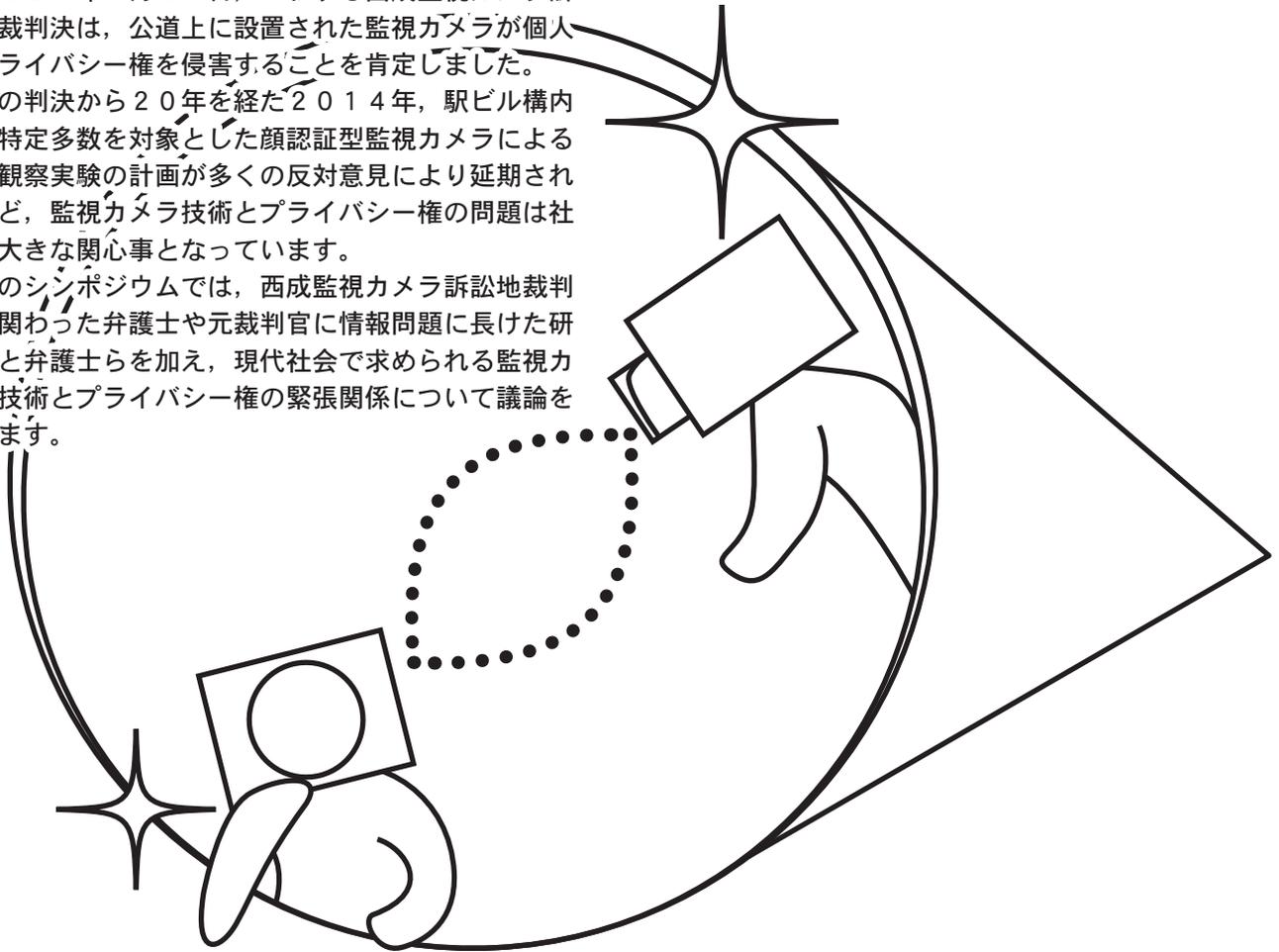
「監視カメラからプライバシーを守る」

－西成監視カメラ訴訟地裁判決から20年－

1994年4月27日、いわゆる西成監視カメラ訴訟地裁判決は、公道上に設置された監視カメラが個人のプライバシー権を侵害することを肯定しました。

この判決から20年を経た2014年、駅ビル構内で不特定多数を対象とした顔認証型監視カメラによる行動観察実験の計画が多くの反対意見により延期されるなど、監視カメラ技術とプライバシー権の問題は社会の大きな関心事となっています。

このシンポジウムでは、西成監視カメラ訴訟地裁判決に関わった弁護士や元裁判官に情報問題に長けた研究者と弁護士らを加え、現代社会で求められる監視カメラ技術とプライバシー権の緊張関係について議論を深めます。



基調講演「プライバシー権と監視カメラの今日的課題」

関西大学法学部教授（憲法学） 高作正博氏

パネルディスカッション「監視カメラからプライバシーを守るには」

高作正博氏（関西大学教授）、井垣敏生氏（弁護士・元裁判官）

大川一夫氏（弁護士）、武藤糾明氏（弁護士）

2014年6月14日（土）

開場：午後1時00分、開始：午後1時30分
（午後4時30分 終了予定）

大阪弁護士会館二階ホール

主催：大阪弁護士会

問合せ：大阪弁護士会人権課（06-6364-1227）



大阪弁護士会館 大阪市北区西天満1-12-5

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分